

議案第 54 号

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書の締結について

定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号）に基づき、天理市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定を、別紙のとおり一部を変更する協定を締結することについて、三宅町議会の議決すべき事件に関する条例（平成 26 年 12 月三宅町条例第 37 号）の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 9 日提出
三宅町長 森田 浩司

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成27年3月27日に天理市（以下「甲」という。）と三宅町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1の3の環境の分野を次のように改める。

3 環境

(1) 一般廃棄物処理施設の効率的な運営

取組内容	甲の役割	乙の役割
<p>一般廃棄物処理施設の効率的な運営を行うとともに、より一層のごみの減量やリサイクルの推進等に取り組む。</p> <p>持込ごみについては、圏域住民の利便性向上のため、事前予約システムを導入し窓口を一本化する。</p>	<p>甲は、新ごみ処理施設の安定的な処理体制の確保に努めるとともに、乙と連携して、ごみの減量やリサイクルの推進等に取り組む。</p> <p>甲は、持込ごみについて、事前予約システムの安定的な運用、搬入者及び搬入物の確認等の一連の業務を行う。また、事前予約制の住民等への周知を行う。</p>	<p>乙は、新ごみ処理施設の安定的な処理体制を確保するため、必要な協力を行うとともに、甲と連携して、ごみの減量やリサイクルの推進等に取り組む。</p> <p>乙は、事前予約制の住民等への周知を行い、甲の運営に協力する。</p>

別表第2中

「1 地産地消

(1) 特産品等のPR、販路拡大の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
<p>圏域内の特産品等について、関係団体等と連携し、情報共有を行い、販売戦略を展開するとともに、地域ブランド化の推進を図る。</p>	<p>甲は、圏域内の特産品等の情報を共有し、乙とともに広くPRを行うとともに、圏域内外で開催されるイベント、物産展等に出展するなど、販路拡大に取り組む。</p>	<p>乙は、圏域内の特産品等の情報を共有し、甲とともに広くPRを行うとともに、圏域内外で開催されるイベント、物産展等に出展するなど、販路拡大に取り組む。</p>

を

「1 デジタル

(1) DX (デジタル・トランスフォーメーション) の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域で連携し、DXに関する情報の共有化を図るとともに、利用者視点に立ったデジタル技術の利活用を通じて、情報格差(デジタルデバイド)の解消も含めた住民サービスの利便性向上に取り組む。	甲は、圏域の合同情報交換会を開催することにより、乙と連携して、デジタル技術利活用に対する意識の向上と支援体制の構築を図る。	乙は、圏域の合同情報交換会に参加することにより、甲と連携して、デジタル技術利活用に対する意識の向上と支援体制の構築を図る。

2 地産地消

(1) 特産品等のPR、販路拡大の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の特産品等について、関係団体等と連携し、情報共有を行い、販売戦略を展開するとともに、地域ブランド化の推進を図る。	甲は、圏域内の特産品等の情報を共有し、乙とともに広くPRを行うとともに、圏域内外で開催されるイベント、物産展等に出展するなど、販路拡大に取り組む。	乙は、圏域内の特産品等の情報を共有し、甲とともに広くPRを行うとともに、圏域内外で開催されるイベント、物産展等に出展するなど、販路拡大に取り組む。

に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 天理市川原城町605番地

天理市

天理市長 並 河 健

乙 磯城郡三宅町大字伴堂689番地

三宅町

三宅町長 森 田 浩 司

定住自立圏の形成に関する協定書新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表第1（第3条関係） 生活機能の強化に関する政策分野 3 環境 （1）一般廃棄物処理施設の効率的な運営			別表第1（第3条関係） 生活機能の強化に関する政策分野 3 環境 （1）一般廃棄物の効率的な広域処理の推進		
取組内容	甲の役割	乙の役割	取組内容	甲の役割	乙の役割
一般廃棄物処理施設の効率的な運営を行うとともに、より一層のごみの減量やリサイクルの推進等に取り組む。	甲は、新ごみ処理施設の安定的な処理体制の確保に努めるとともに、乙と連携して、ごみの減量やリサイクルの推進等に取り組む。	乙は、新ごみ処理施設の安定的な処理体制を確保するため、必要な協力を行うとともに、甲と連携して、ごみの減量やリサイクルの推進等に取り組む。	圏域における一般廃棄物の効率的な処理体制を確保するとともに、より一層のごみの減量やリサイクルの推進等に取り組む。	甲は、所有する一般廃棄物処理施設の安定的な処理体制の維持・確保に努めるとともに、乙と連携して、ごみの減量やリサイクルの推進等に取り組む。	乙は、甲の所有する一般廃棄物処理施設の安定的な処理体制を維持・確保するため、必要な協力を行うとともに、甲と連携して、ごみの減量やリサイクルの推進等に取り組む。
持込ごみについては、圏域住民の利便性向上のため、事前予約システムを導入し窓口を一本化する。	甲は、持込ごみについて、事前予約システムの安定的な運用、搬入者及び搬入物の確認等の一連の業務を行う。また、事前予約制の住民等への周知を行う。	乙は、事前予約制の住民等への周知を行う。甲の運営に協力する。			
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		

結びつきやネットワークの強化に関する政策分野

1 デジタル

(1) DX (デジタル・トランスフォーメーション) の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域で連携し、DXに関する情報の共有化を図るとともに、利用者視点に立ったデジタル技術の利活用を通じて、情報格差（デジタルデバイド）の解消も含めた住民サービスの利便性向上に取り組む。	甲は、圏域の合同情報交換会を開催することにより、乙と連携して、デジタル技術利活用に対する意識の向上と支援体制の構築を図る。	乙は、圏域の合同情報交換会に参加することにより、甲と連携して、デジタル技術利活用に対する意識の向上と支援体制の構築を図る。

2 地産地消

(1) 特産品等のPR、販路拡大の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の特産品等について、関係団体等と連携し、情報共有を行い、販売戦略を展開するとともに、地域ブランド化の推進を図る。	甲は、圏域内の特産品等の情報を共有し、乙とともに広くPRを行うとともに、圏域内外で開催されるイベント、物産展等に出展するなど、販路拡大に取り組む。	乙は、圏域内の特産品等の情報を共有し、甲とともに広くPRを行うとともに、圏域内外で開催されるイベント、物産展等に出展するなど、販路拡大に取り組む。

結びつきやネットワークの強化に関する政策分野

1 地産地消

(1) 特産品等のPR、販路拡大の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の特産品等について、関係団体等と連携し、情報共有を行い、販売戦略を展開するとともに、地域ブランド化の推進を図る。	甲は、圏域内の特産品等の情報を共有し、乙とともに広くPRを行うとともに、圏域内外で開催されるイベント、物産展等に出展するなど、販路拡大に取り組む。	乙は、圏域内の特産品等の情報を共有し、甲とともに広くPRを行うとともに、圏域内外で開催されるイベント、物産展等に出展するなど、販路拡大に取り組む。

ンド化の推進を図る。	ト、物産展等に出展す	ト、物産展等に出展す
	るなど、販路拡大に取 り組む。	るなど、販路拡大に取 り組む。